

# 平成 26 年度第 3 回 大和市子ども・子育て会議基準等検討部会 会議録

日 時：平成 27 年 1 月 13 日（火）  
午後 2 時 00 分～午後 3 時 17 分  
場 所：大和市保健福祉センター  
1 階 検診室  
欠席者：佐川委員、柴田委員  
傍聴者：なし

## 1 開会

## 2 部会長あいさつ

遅くなりましたが、あけましておめでとうございます。今日は少人数ですが、地域型保育事業の認可についてがメインになるかと思えます。みなさんで検討をして、子どもたちにとって役立つように会議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

## 3 議事

### ( 1 ) 地域型保育事業の認可について

部会長 : 本日の議事( 1 )地域型保育事業の認可について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 資料 1 認可申請がなされた地域型保育事業者( 1 )について説明。

部会長 : ただいまの説明におきまして、ご意見等がございましたらお願いします。

部会長 : これはマンションの 1 階と 2 階になるのか。

事務局 : 1 階と 4 階になります。4 階で調理したものを 1 階に運びます。子どもが 1 階から 4 階に移動するわけではないので、児童の安全面での影響はないかと考えています。食事を運ぶ際の衛生管理については、きちんとは対応いただくことで課題がクリアできるものと捉えています。

部会長 : マンションの一室になると思うが、部屋の中を改造するのか。

事務局 : 改装します。認可方針の決定後、2 月から着工予定です。

今回の制度において小規模保育事業は、そんなに大きな施設を想定したものではなく、60 平米くらいの賃貸マンション等でも部屋の中を改装すれば運営できるだろう、近くに公園があればよいだろうという発想のもとに作られています。19 人以下という少人数なので、広さ的には足りるものと考えられます。また、0・1 歳においては、3.3 平米以上確保することが

求められており、保育所ではほふくをしない子どもの場合は、1.65 平米、ほふくをする子どもの場合は、3.3 平米でよいとされています。小規模保育事業では、0・1 歳では、必ず 3.3 平米以上を確保する必要があり、保育所より厳しいことが言えるかと思えます。

委員 : 認可がなされるまでは書類の確認を行うと思うが、認可後において、親御さんが子どもを入園させたら、ちょっと違うかなと感じたことを相談できるコンシェルジュ的なものはないのか。小規模保育事業 A 型は全員保育士とのことだが、認可した後に、保育士でない者がいたら保護者は不安になると思う。親御さんが意見を言える機会があるのか。

事務局 : 資料 1 の「添付書類一覧」に苦情処理体制があり、これが施設側の運営体制となります。保育コンシェルジュの設置については、今年 4 月開始に向けて、保育家庭課にて準備を進めているところです。また、認可の決定は市が行うこととなりますので、事業者に対する責任は市が負うこととなります。保護者であろうと運営上の問題であろうと、全ての苦情は最終的に市が責任を負います。そのため、改善の必要が生じた場合については市が直接指導監督を行います。その体制については、4 月に向けて職員の割り振りを行っているところです。委員が懸念されているように、最初は保育士であって途中から変わってしまうなどということはありませんので、きちんと市がフォローをしていきます。

委員 : この建物について、2 階と 3 階はどのような施設が入っているのか。

事務局 : 建物は通常のマンションであり、確認はしていませんが、入居者等がいると思われまます。

委員 : 保育園だと、近隣に対して子どもの声が問題になったりすると思うが、周辺環境に対するリスクアセスメントはあるのか。

事務局 : 市から近隣の方に許可をとるようには伝えてはいませんので、今後確認をしていきたいと思えます。もし何もしていないということであれば、その対応策についても検討していきたいと考えています。通常保育所の場合では、建設をする前に近隣の同意を求めています。これは法律上の義務ではなく、行政指導上のお願いという形で行っています。建築基準法では、法令に定められたものを建築する際には、近隣の同意は必要がないという考えがあります。本来であれば同意は必要ありませんが、行政側としてはトラブル防止の観点から、保育所に対しては事前に近隣の了解をもらうようお願いをしてきたところです。本日ご意見をいただいたことについては、来週の全体会議までに確認をしてお伝えいたします。

部会長 : 受入先がやなぎ幼稚園となっているが、必ずやなぎ幼稚園でないといけないのか。

事務局 : 親御さんが選択できます。希望をすればやなぎ幼稚園で子どもを受け入れ

ることが可能ですが、働いている方の希望に添えるかは分かりませんので、状況によっては保育所への入所申込をされる方もいるかと思えます。小規模保育事業から保育所への入所を希望される際には、入所審査の段階で若干の優先がされるように考えています。

部会長 : 事業者が株式会社となっているが、突然に事業から撤退されることについてはどのように考えているのか。

事務局 : 実際にやめることはありえることと思えますが、この事業者については長年保育所運営の実績があり、無責任な形で放棄することは考えづらいと思えます。また、建物の賃貸についても10年契約を条件としており、その期間は担保されますので、そのあたりで縛りをかけていくことにもなりません。

部会長 : それでは、議事(1)の続きについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 資料1 認可申請がなされた地域型保育事業者(2)について説明。

部会長 : 定員構成が9人となっているが、採算は合うのか。

事務局 : 国が運営費を計算するためのソフトを公表しており、そのソフトで計算をされた上で判断をされたのだと思えます。お金については事前に確認をするように施設側に話をしています。

部会長 : 介護施設も運営をされているとのこと、介護における負担が保育に回ってこないか。

事務局 : 新制度は、もともとの発想が個人給付です。子どもに保育が必要な際には保育を提供し、その費用については保育の認定に基づいて保護者に払うという仕組みです。これは制度上の仕組みであり、実際には保育料以外は直接市が施設に払うという代理受領の形をとっています。保護者と施設との個人契約であり、株式会社が得た収入について、国は用途までは制約していません。このため、委員のご意見については、可能性としてはありえるため、否定はできません。このことについて、指導監査で十分な処遇をしているかを見ていき、そのようなことがあれば指導監査にて適切に指導をしていきたいと考えています。

部会長 : その他にご意見はございますか。

委員 : なし。

## (2) 保育料について

大和市情報公開条例第七条三号に基づき、議事を非公開とする。

部会長 : 本日の議事(2)保育料について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 資料2、3、4、5-1~5-3について説明。

部会長 : 低所得者の区分を細分化しようということか。

事務局 : 低所得者というより、第4階層以降の区分について細分化しようというも

のです。この理由としては、第4階層以降の国の基準では、階層がひとつあがることに保育料が大きく変わってしまうためです。税金が1円違うだけで、年間の保育料が何万円も変わってしまうことにもなりますので、その差分を少なくするために、細分化したいと考えています。最初にご説明しました幼稚園と保育所の逆転部分については、制度が落ち着いてから、考えていきたいと思えます。

委員 : その他の変更点としては、判定基準を所得税から市町村民税にしたことか。

事務局 : そのとおりです。なお、前回の基準等検討部会では、色々なご意見をいただきましたが、制度が動く中でもう少し様子を見ようと判断しました。

部会長 : それでは、議事(2)の続きについて、事務局より説明をお願いします

事務局 : 資料6について説明。

部会長 : ただいまの説明におきまして、何かございますか。

委員 : なし。

### (3) その他

部会長 : (3)その他について、事務局より説明をお願いします

事務局 : 全体会議の日程について説明を行う。

・第8回子ども・子育て会議は、平成27年1月20日(火)午後2時から  
保健福祉センター501会議室で開催予定

部会長 : ただいまの説明におきまして、ご意見等はございますか。

委員 : なし。

部会長 : 以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

## 4 閉会

職務代理よりあいさつ。

なかなか難しい内容でかつ不確定な部分が多いという印象を受けました。国から明らかになっていない部分やこれ以外の部分も多々あり、4月1日の開始を考えると、時間がないと感じています。私たちにできることとして、今あることを最大限検討して、我々なりに精一杯やっていきたいと思えます。本日はご苦勞様でした。

以上